

2日間限定!!

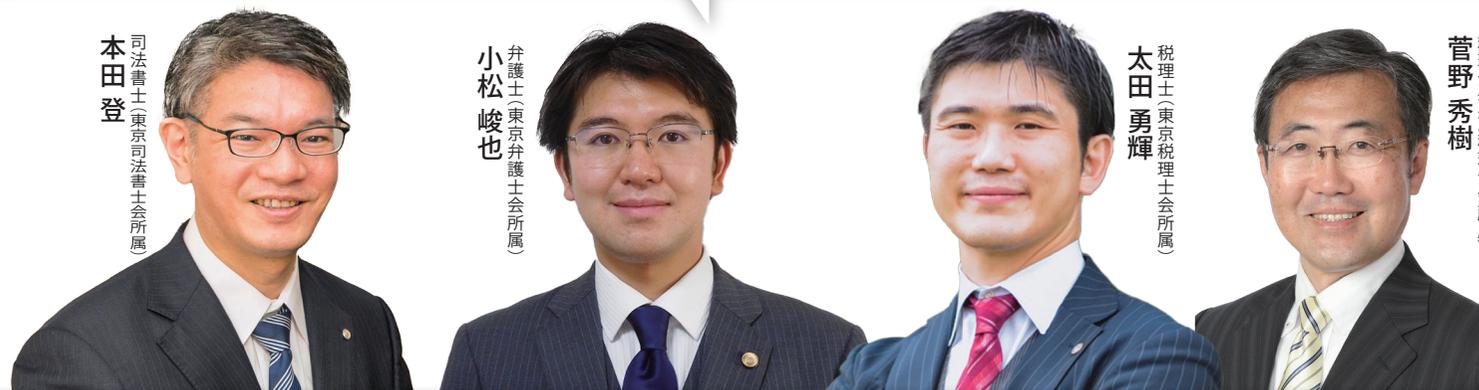
調布市相続と不動産無料相談会

相続が発生した方へ
相続税申告には期限があります!
簡易シミュレーションも実施!!

調布市・府中市・狛江市在住の方・チラシを見られた方はどうぞお気軽にご来場ください。当日のご来場も受付いたします!(事前予約優先)

専門家が相続や不動産のお困りごとの相談をお受けします!!

弁護士・司法書士・税理士が調布市に集結!!



司法書士(東京司法書士会所属) 本田 登

弁護士(東京弁護士会所属) 小松 峻也

税理士(東京税理士会所属) 太田 勇輝

税理士(東京税理士会所属) 菅野 秀樹

相続(権利・税金・対策)・不動産(売却・管理・活用)に関する不安・疑問・要望はございませんか?

- 相続税がいくらかかるのか把握したい
- 相続登記を相談・依頼したい
- 有効な遺言書の書き方について教えてほしい
- 家族信託や成年後見制度について知りたい
- 認知症の相続人がいる
- もめないように相続を進めたい
- 相続税申告をお願いしたい
- 不動産問題(空き家/借地・底地/売却)の相談をしたい

開催日時 6/7(金)

[開催時間] 10:00~16:30 (最終受付16:00)

調布市文化会館 たづくり

12階 1203会議室

調布市小島町2-33-1
●京王線調布駅広場口 徒歩4分



開催日時 6/8(土)

[開催時間] 10:00~16:00 (最終受付15:30)

調布市市民プラザ あくろす

3階 研修室3

調布市国領町2-5-15
●京王線国領駅北口 徒歩1分



注目ニュース1 4月1日から相続登記義務化が始まりました!

相続した不動産の登記をしないとどうなるの? 不動産を相続した場合、その相続を知ってから3年以内に相続登記をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

100万円以下の土地は免税措置対象になる? 現在、100万円以下の土地を相続登記する場合、登録免許税の「免税措置」が実施されています。是非ご相談ください。

注目ニュース2 ご存じですか? 生前贈与の税改正!

どういうルールになったの? 2024年1月以降の贈与から生前贈与加算の対象を死亡日前の3年間から7年間に延長することが決定。相続時精算課税に年110万円控除の新制度も導入されます。

贈与税の申告は難しいの? 2022年度、申告漏れや、誤った申告をした割合はなんと93.9%!ペナルティとして追徴課税が掛かることも... そうならない為にも、専門家に相談して円滑な贈与計画を考えてみませんか? ※令和4年度における相続税の調査等の状況(国税庁)

都内の公示価格が思っている以上の価値で上がっています!
不動産以外の財産がなくても相続税が発生することも...

お問い合わせ・ご予約 [受付時間] 9:30~19:00(土日祝は18:00迄) ※当日の日程が合わない場合にも柔軟に対応いたします。
0120-470-3333

WEB予約はコチラから▶
事前予約制 ご予約は先着順です。お早めにお電話ください。感染症対策もしております。
予約枠を絞ってのご案内になります。希望日時を選択しご予約ください。



あなたはどのようなことでお悩みですか？

遺言書／家族信託

- 有効な遺言書を作りたい
- 書く際の注意点や内容へのアドバイスがほしい

相続のもめ事

- 相続人が多く、話がまとまらない
- 兄がほとんど遺産を持ってってしまった。

相続税申告

- 相続税の試算をして、今後に備えたい
- 納税資金を確保するには？

相続手続き

- 相続が開始された後に何から手を付ければ良いの？
- いつまでにやらないといけないの？

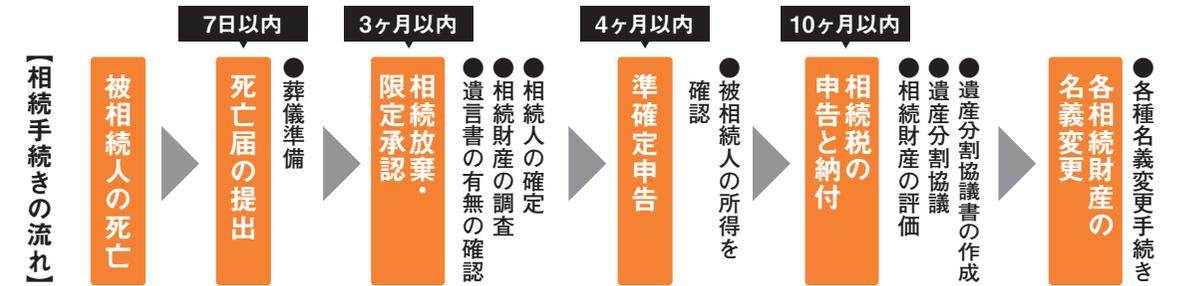
相続放棄

- 被相続人に多額の借金があった
- 他の相続人と疎遠で関わりたくないで相続放棄したい

遺留分

- 自分に遺産の取り分があるか知りたい
- もめ事が長期化していて時効が気になる

相続手続き



相続手続きって何から手を付ければ良いのかわからない。名義変更の仕方がわからない。

相続が開始されると名義変更・登記・相続税申告・役所への各種手続きが必要となります。また、期間の制限のあるものや複雑な手続きが必要なものもあります。当相談会では、ご相談者様一人ひとりに合わせたオーダーメイドの相続手続きプランをご提案いたします。

遺言書／家族信託



有効な遺言書を作りたい。認知症への対策を行いたい。今話題の家族信託って何？

ご自身で書く遺言書作成には注意が必要です。亡くなった後、ご遺族の方が困らない手続きや書き方についてご相談ください。また、今話題の家族信託についてもご相談可能です。家族信託に精通した専門家が話を伺いますので、お気軽にご来場ください。



相続放棄



親・親族が亡くなり多額の借金があった。相続放棄したい。

被相続人の財産がプラスよりマイナスが多ければ、相続放棄をした方が良いケースもあります。相続放棄は一度きりしかできない手続きなので専門家にご相談ください。



相続のもめ事



相続人が複数いて、進め方が分からない。他の兄弟ともめていて話がまとまらない。

弁護士はご依頼者様の代理人として、相続人同士の紛争解決や調停・裁判での代理交渉を行うことができます。弁護士への相談はハードルが高いという方も、この機会に是非ご相談ください。



遺留分



私には財産を残さないようにと、遺言に書かれていたんだけど、本当に何ももらえないの？

相続人には、最低限の相続分が確保される権利があります。最低限の相続分が確保されていない場合は、弁護士に依頼することで、最低限の取り分を請求できる可能性がありますので、この機会に是非ご相談ください。



相続税申告



相続税がいくらかいかるか知りたい。納税資金の確保についてアドバイスがほしい。

私は資産家ではないから、相続税は関係ないと思いませんか？ 相続税の問題はどのご家庭でも起こります。相続税のシミュレーションや納税資金確保など将来に備えたお手伝いをさせていただいておりますので、是非ご相談ください。



所有財産に不動産がある方は要注意！！

- 相続した不動産名義をそのままにしていると罰則を受ける可能性があります。
- 相続時に相続税が発生するのか、具体的なシミュレーションが可能です。
- お持ちの土地や建物の、今後の活用計画についてご相談いただけます。

相続安心
相談
グループ

調布・おおた税理士事務所 東京都調布市下石原3-2-7 平田ビル2階N5
菅野公認会計士事務所 東京都調布市小島町2-29-9ライオンズガーデン調布103号
ほんだ司法書士事務所 東京都三鷹市下連雀3-34-2 エミネンスイン三鷹505
杉並永福法律事務所 東京都杉並区永福3-47-10

©050-6883-3783
oota@tadukuri-tax.com
©042-480-0544
kanno.hideki@altus.jp
©0422-26-6797
chofu@honda-shihou.com
©03-6379-0915
komatsu@selaw.jp

お問い合わせ・ご予約【受付時間】9:30~19:00(土日祝は18:00迄) ※土日祝もお気軽にお電話ください



0120-470-3333

事前
予約制